

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第3回定例会提出予定議案の説明

(9) 議案第91号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第91号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年6月7日

健康福祉局

議案第 9 1 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

(令和 5 年厚生労働省令第 4 8 号)

(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正

(令和 5 年内閣府令第 3 8 号)

2 条例の主な改正内容

(1) 上記 1 (1) に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「厚生労働省令」 → 「内閣府令」

「基準省令」 → 「基準府令」

(2) 上記 1 (2) に伴い、引用条文の規定の整備を行うもの

「厚生労働省組織規則 (平成 1 3 年厚生労働省令第 1 号) 第 6 2 2 条」

→ 「こども家庭庁組織規則 (令和 5 年内閣府令第 3 8 号) 第 1 6 条」

(3) 上記 1 (1) に伴い、入所中の児童に係る給付金、保育所における保育の内容等に係る規定の整備を行うもの

「厚生労働大臣が定める給付金」 → 「こども家庭庁長官が定める給付金」

「厚生労働大臣が定める指針」 → 「内閣総理大臣が定める指針」 等

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (給付金として支払を受けた金銭の管理)</p>
<p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>基準府令</u>」という。）第12条の2に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p>	<p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「<u>基準省令</u>」という。）第12条の2に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。</p> <p>(乳児院の長の資格等)</p>
<p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準府令</u>第22条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官が指定する者</u>が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p>	<p>第31条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準省令</u>第22条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣が指定する者</u>が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 乳児院の職員として3年以上勤務した者</p>

改正後	改正前
<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準府令</u>第22条の2第1項第4号に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>	<p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令</u>第22条の2第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p>
<p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準府令</u>第22条の2第2項に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 乳児院の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令</u>第22条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準府令</u>第27条の2第1項に規定する<u>子ども家庭庁長官が指定する者</u>が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準府令</u>第27条の2第1項第4号に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第39条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準省令</u>第27条の2第1項に規定する<u>厚生労働大臣が指定する者</u>が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令</u>第27条の2第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修</p>

改正後	改正前
<p>を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準府令</u>第27条の2第2項に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（母子支援員の資格）</p> <p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>基準府令</u>第28条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。）</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令</u>第27条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（母子支援員の資格）</p> <p>第40条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>基準省令</u>第28条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。）</p> <p>(2) 保育士の資格を有する者</p> <p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>

改正後	改正前
<p>(保育の内容)</p> <p>第49条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>基準府令第35条</u>に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第49条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、<u>基準省令第35条</u>に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に従うものとする。</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p>	<p>第54条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。</p>
<p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
<p>(1) <u>基準府令第38条第2項第1号</u>に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p>	<p>(1) <u>基準省令第38条第2項第1号</u>に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p>
<p>(2) 保育士の資格を有する者</p>	<p>(2) 保育士の資格を有する者</p>
<p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>(3) 社会福祉士の資格を有する者</p>
<p>(4) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	<p>(4) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの</p>
<p>(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</p>	<p>(5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者</p>
<p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>	<p>(6) 次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの ア 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p>
<p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、</p>	<p>イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、</p>

改正後	改正前
<p>社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p>	<p>社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>ウ 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>エ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(児童養護施設の長の資格等)</p>
<p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準府令第42条の2第1項に規定する子ども家庭庁長官が指定する者</u>が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準府令第42条の2第1項第4号に規定する子ども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に</p>	<p>第59条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準省令第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する者</u>が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童養護施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令第42条の2第1項第4号に規定する厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に</p>

改正後	改正前
<p>該当する期間を除く。)</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準府令</u>第42条の2第2項に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>基準府令</u>第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上</p>	<p>該当する期間を除く。)</p> <p>2 児童養護施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令</u>第42条の2第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第60条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>基準省令</u>第43条第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p> <p>(6) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者</p> <p>(7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(8) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上</p>

改正後	改正前
<p>児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの (職員)</p>	<p>児童福祉事業に従事したもの</p> <p>(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの</p> <p>(10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの (職員)</p>
<p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 栄養士</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準府令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として<u>こども家庭庁長官</u>が定める者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる</p>	<p>第67条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第3項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 児童指導員</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 栄養士</p> <p>(5) 調理員</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者（基準省令の規定により障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として<u>厚生労働大臣</u>が定める者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、30人以下の児童を入所させる施設にあつては、更に1以上を加えるものとする。</p> <p>4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、次に掲げる</p>

改正後	改正前
<p>職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p>	<p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p>
<p>(2) 医師</p>	<p>(2) 医師</p>
<p>(3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）</p>	<p>(3) 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第79条において同じ。）</p>
<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p>	<p>5 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医については、第2項の規定を準用する。</p>
<p>6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。</p>	<p>6 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数については、第3項の規定を準用する。</p>
<p>7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>7 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p>	<p>8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね20人につき1人以上とする。</p>
<p>9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p>	<p>9 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1項の規定を準用する。</p>
<p>10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>10 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p>	<p>11 主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、児童おおむね4人につき1人以上とする。ただし、35人以下の児童を入所させる施設にあっては、更に1人以上を加えるものとする。</p>
<p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>	<p>12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p>
<p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p>	<p>(1) 第1項各号に掲げる職員</p>

改正後	改正前
<p>(2) 看護職員</p> <p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。</p> <p>14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。</p> <p>(職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他<u>基準府令</u>第63条第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭</p>	<p>(2) 看護職員</p> <p>13 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、おおむね児童の数を3.5で除して得た数以上とする。</p> <p>14 心理指導を行う必要があると認められる5人以上の児童に心理指導を行う場合にあっては心理指導担当職員を、職業指導を行う場合にあっては職業指導員を置かなければならない。</p> <p>15 第29条第4項の規定は、前項に規定する心理指導担当職員について準用する。</p> <p>(職員)</p> <p>第79条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、吸引その他<u>基準省令</u>第63条第1項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 40人以下の児童を通わせる施設 栄養士</p> <p>(2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員</p> <p>(3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員</p> <p>(4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭</p>

改正後	改正前
<p>和62年法律第30号) 第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>和62年法律第30号) 第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>	<p>(5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員</p>
<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>	<p>2 福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</p>
<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>3 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p>	<p>4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 第1項に規定する職員</p> <p>(2) 言語聴覚士</p>
<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>	<p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p>
<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚</p>	<p>6 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とすること。ただし、言語聴覚</p>

改正後	改正前
<p>士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p> <p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第89条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準府令</u>第74条第1項に規定する<u>こども家庭庁長官が指定する者</u>が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する</p>	<p>士の数は、4人以上でなければならない。</p> <p>7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、40人以下の児童を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 嘱託医 (2) 児童指導員 (3) 保育士 (4) 栄養士 (5) 調理員 (6) 児童発達支援管理責任者 (7) 看護職員 (8) 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合にあつては、機能訓練担当職員</p> <p>8 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の総数は、通じて、おおむね児童の数を4で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、1人以上でなければならない。</p> <p>(児童心理治療施設の長の資格等)</p> <p>第89条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>基準省令</u>第74条第1項に規定する<u>厚生労働大臣が指定する者</u>が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で見識が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力</p>

改正後	改正前
<p>能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準府令</u>第74条第1項第4号に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、<u>基準府令</u>第74条第2項に規定する<u>子ども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>子ども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条</u>に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>	<p>を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は<u>基準省令</u>第74条第1項第4号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資格の向上のため、<u>基準省令</u>第74条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援施設の長の資格等）</p> <p>第95条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、<u>厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条</u>に規定する人材育成センター（以下「人材育成センター」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p>

改正後	改正前
<p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準府令</u>第81条第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p>	<p>(3) 児童自立支援専門員の職にあった者その他児童自立支援事業に5年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、3年以上）従事した者</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3年以上）であるもの</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県、法第59条の4第1項に規定する指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間</p> <p>ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。）</p> <p>2 児童自立支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のため、<u>基準省令</u>第81条第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（児童自立支援専門員の資格）</p>
<p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) <u>基準府令</u>第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修</p>	<p>第96条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 精神保健に関して学識経験を有する医師</p> <p>(2) 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>(3) <u>基準省令</u>第82条第3号の規定により都道府県知事が指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</p> <p>(4) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修</p>

改正後	改正前
<p>する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>	<p>する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(5) 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(6) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が2年以上であるもの</p> <p>(7) 学校教育法に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、3年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第1項第4号アからウまでに掲げる期間の合計が5年以上であるもの</p> <p>(8) 教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したもの</p>